

令和6年度「年末年始無災害運動」の実施について(栃木労働局)

栃木労働局長より、[令和6年11月27日付け栃労発基1127第2号「令和6年度「年末年始無災害運動」の実施について\(協力要請\)」](#)をもって、会員事業場に周知依頼がありました。

栃木県内における本年(10月末現在)の労働災害は、休業4日以上¹の死傷者数は微減であるものの、死亡災害で16人の尊い生命を失っており、特に9月以降では9人の尊い生命が失われ、死亡災害が急増している。これらの死亡災害について、高所からの墜落、コンベヤーによる挟まれ等の在来型災害が顕著で、基本的な安全対策の欠如によるものが多数を占めているとしています。

栃木労働局では、死亡労働災害が多発している現状を憂慮し、同日付で栃木労働局長名の「死亡労働災害防止に向けた緊急要請について」を発出されていますので、併せてご覧ください。

これからの年末年始は慌ただしい時期であり、現場においては、年末の大掃除や機械設備の保守点検・突発的な作業、年始の機械設備の始動・調整作業など非定常作業が多くなることから、労働災害とりわけ死亡災害等の重篤な災害の未然防止に向けて、栃木労働局「年末年始無災害運動実施要綱」の記の7の「事業場の実施事項」の積極的な取組を呼び掛けています。

なお、詳細は下記をクリックして頂ければ、栃木労働局の関連記事にアクセスできますのでご確認下さい。

- 栃木労働局 [安全衛生関係](#)